

## 秋田市水害ハザードマップ印刷データ作成業務委託仕様書

### 1 業務名

秋田市水害ハザードマップ印刷データ作成業務委託

### 2 適用範囲

本仕様書は、秋田市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「秋田市水害ハザードマップ印刷データ作成業務委託」（以下「本業務」という。）に適用するものであり、本業務の履行に関し、必要な事項を定める。

### 3 業務の目的

本業務は、水防法に基づき、国土交通省および秋田県が指定した想定最大規模の洪水による浸水想定区域や避難施設等を示したハザードマップの印刷データを作成し、洪水発生時の市民の円滑かつ迅速な避難行動を促進することを目的とする。

### 4 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和8年11月30日までとする。

### 5 提出書類

乙は、本業務の着手に先立ち、下記の関係書類を甲に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 業務実施工程表
- (3) 業務経歴書
- (4) その他必要な書類

### 6 打合せおよび協議

打合せは、業務着手時のほか、必要に応じて適宜行うものとする。また、打合せや協議を行った際には、乙は打合せ内容とその結果を記録した打合せ記録書を作成し、甲に提出しなければならない。

### 7 本業務の内容

本業務の内容は、以下のとおりとする。

- (1) 地図面（表面）の印刷データ作成

#### ア 構成

印刷サイズはA1判とする。

また、地図の縮尺は1 / 15, 000とする。

なお、配布用ハザードマップの折りたたみ方は現行マップと同様（A4判）とし、掲載情報を適切に見ることができるよう考慮するものとする。

#### イ 背景地図

背景地図は、国土地理院発行の地図データ又は民間調査機関による直近2年以内の全域現地調査の結果に基づき作成された地図データを基図とし、いずれも最新のデータとする。

また、使用する地図データについては、甲と協議し、作成する地図縮尺（1 / 15, 000）に応じ、ベクトル地図データを編集し、背景地図データを作成する。

#### ウ 図郭

図郭は、現行の「秋田市水害ハザードマップ（令和4年4月発行、令和7年3月発行）」（以下「現行マップ」という。）の10図郭を基本とし、甲乙協議の上、決定する。

#### エ 掲載情報

表面に掲載する主な情報は、以下のとおりとし、国土交通省水管理・国土保全局発行の「水害ハザードマップ作成の手引き」（以下「手引き」という。）を踏まえ、甲乙協議の上、掲載情報を決定する。

##### (ア) 洪水浸水想定区域等

次に記載する各河川について、甲が貸与する想定最大規模の洪水浸水想定区域および家屋倒壊等氾濫想定区域のデータを基にGISデータを作成し、背景地図との整合性および精度を十分に図りながら、手引きに基づき、浸水深毎に色分けをして地図上に掲載する。

①雄物川	②太平川	③旭川	④猿田川	⑤草生津川
⑥岩見川	⑦新城川	⑧馬踏川	⑨新波川	⑩道川
⑪八田川	⑫旧雄物川	⑬三内川	⑭神内川	⑮岩見小又川
⑯岩見杉沢川	⑰寺沢川	⑱地藏川	⑲梵字川	⑳下浜鮎川
㉑安養寺川	㉒平尾鳥川	㉓繫川	㉔神ヶ村川	㉕小関川

また、複数の浸水想定区域が重なった箇所については、最も高い浸水深とする。

##### (イ) 土砂災害警戒区域等

甲が貸与する土砂災害警戒区域および土砂災害特別警戒区域のデータを基にGISデータを作成し、背景地図との整合性および精度を十分に図りながら、手引きに基づき、地図上に掲載する。

(ウ) 防災重点ため池

甲が貸与する一覧表を基にGISデータを作成し、地図上に掲載する。

(エ) 避難に係る施設等

次に記載する施設等について、甲が貸与する一覧表を基にGISデータを作成し、アイコンおよび名称等を地図上に掲載する。

- a 指定緊急避難場所
- b 車両による一時避難場所
- c アンダーパス
- d 水位観測所
- e 河川カメラ
- f その他必要な施設等

(オ) 地名等

次に記載する表示例のとおりとし、地名、町丁・大字界のGISデータを作成し、地図上に掲載する。

表示例	表示する	表示しない
	秋田市 山王一丁目	1番1号
	新屋前野町	1番1号
	豊岩石田坂	字九十田
	河辺大張野	字水口沢
	雄和平尾鳥	字平尾鳥

(カ) 公的機関等

消防署、警察署および災害拠点病院等の位置を確認の上、GISデータを作成し、地図記号および名称等を地図上に掲載する。

(キ) 要配慮者利用施設

市ホームページに掲載する「要配慮者利用施設一覧」へのURL等を本施設の説明文等と併せて掲載する。

(ク) 図郭の範囲

現行マップと同様に、図郭の範囲を掲載する。

(ケ) 凡例

現行マップと同様に、地図上に掲載した各情報に関する凡例を掲載する。

(コ) その他

その他、甲が必要と認める情報について、甲乙協議の上、掲載する。

オ レイアウト・デザイン等の企画

図郭ごとに、タイトルおよび凡例の掲載位置等を検討し、地図面の余白等に掲載する。

## (2) 情報面（裏面）の印刷データ作成

### ア 構成

印刷サイズはA 1判とする。

また、配布用ハザードマップの折りたたみ方は現行マップと同様（A 4判）とし、掲載情報を適切に見ることができるよう考慮するものとする。

### イ 掲載情報

裏面に掲載する主な情報は、以下のとおりとし、現行マップおよび「秋田市水害対策ガイドブック（令和4年4月発行）」を参考に、甲乙協議の上、掲載情報を決定する。

#### (ア) 情報の伝達および取得方法に関する情報

洪水時の気象情報や市が発令する避難情報等について、情報の伝達および取得方法等について掲載する。

#### (イ) 避難情報に関する情報

避難情報の種類や取るべき行動等について掲載する。

#### (ロ) 避難行動に関する情報

避難場所や避難時の留意事項等について掲載する。

#### (ハ) 避難訓練の実施に関する情報

ハザードマップを活用した避難訓練の実施等について掲載する。

#### (ニ) 想定降雨量の設定等に関する情報

河川ごとの想定降雨量の設定条件等について掲載する。

#### (ホ) 他のハザードマップ作成状況に関する情報

秋田市が作成しているその他のハザードマップ等について掲載する。

#### (ヘ) 洪水への備えに関する情報

非常用持ち出し品や備蓄品等について掲載する。

#### (コ) 既往災害に関する情報

秋田市で過去に発生した洪水等に関する情報を掲載する。

#### (ク) その他

その他、手引き等を基に甲が必要と認める情報について、甲乙協議の上、掲載する。

## (3) 校正

校正は、表面と裏面でそれぞれ3回ずつ行う。

なお、時期は、各面の作成当初、中間および完成前を原則とする。

## (4) ホームページ掲載データの作成

印刷データを基に、秋田市ホームページへ掲載するPDFデータ（表面10種類、裏面1種類）を作成する。

## 8 貸与資料

本業務の実施に当たり、甲は乙に対し、次に掲げる資料を貸与する。

なお、貸与した資料については、業務完了後、直ちに返却（電子データについては消去）するものとし、第三者等に譲渡又は貸与等してはならず、取扱いおよび保管に十分注意するものとする。

- (1) 洪水浸水想定区域データ（S h a p e 形式等）
- (2) 家屋倒壊等氾濫想定区域データ（S h a p e 形式等）
- (3) 土砂災害（特別）警戒区域データ（S h a p e 形式等）
- (4) 防災重点ため池一覧表（E x c e l 形式等）
- (5) 指定緊急避難場所一覧表（E x c e l 形式等）
- (6) 車両による一時避難場所一覧表（E x c e l 形式等）
- (7) アンダーパス一覧表（E x c e l 形式等）
- (8) 水位観測所一覧表（E x c e l 形式等）
- (9) 河川カメラ一覧表（E x c e l 形式等）
- (10) その他必要な資料

## 9 遵守すべき法令等

乙は、本仕様書のほか、次に記載する法令等を遵守し、本業務を実施する。

なお、業務履行期間中において、関係法令の制定や改正等が行われた場合は、最新のものを用いるものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 水防法
- (3) 土砂災害防止法
- (4) 測量法
- (5) 防災基本計画
- (6) 秋田県地域防災計画
- (7) 秋田市地域防災計画
- (8) 秋田市水防計画
- (9) 水害ハザードマップ作成の手引き
- (10) その他関係法令等

## 10 成果品（完成図書）

本業務の成果品（完成図書）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 業務報告書
- (2) 業務実施工程表
- (3) 各種データ

ア 配布用ハザードマップ印刷データ

表面10種類、裏面1種類（A i、P D F、J P E G形式等） DVD  
- R等2部

イ ホームページ掲載データ

表面10種類、裏面1種類（PDF形式） DVD-R等2部

ウ GISデータ一式（Shape形式等） DVD-R等2部

(4) 配布用ハザードマップ印刷サンプル

表面10種類、裏面1種類（紙媒体） A1判各3部

(5) 打合せ記録書

#### 11 成果品の帰属

本業務で履行した内容は、全て甲に帰属するものとする。乙は、成果品又は収集した資料を甲の承諾なく他に公表し、貸与又は使用させてはならない。

ただし、乙および第三者が従来から権利を有している固有の知識・著作権・技術に関する権利などは、乙および第三者に留保されるものとする。

なお、本業務で作成した印刷データを印刷する際の複製利用料は、本業務の契約金額に含まれるものとする。

#### 12 成果品に対する責任の範囲

成果品が契約の内容に適合しないものである場合、乙は、修補、代替物の引渡し、又は不足分の引渡しをしなければならない。

なお、これに要する経費は、乙の負担とする。

#### 13 秘密の保持

乙は、本業務を遂行する上で知り得た情報を、甲の承諾なしに第三者に漏洩してはならない。

#### 14 個人情報の取扱い

本業務の遂行に当たっては、個人情報の取扱いについて、十分注意すること。

#### 15 疑義

本仕様書に定めのない事項又はその内容の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定する。